

カードローンカード利用規定（個人用）

1.（ローンカードの利用）

しんきんカードローン用キャッシュカード（以下「ローンカード」という）は、次の取引を行う場合に利用することができます。

- (1) 当金庫、当金庫と現金預入支払業務を提携した信用金庫（以下「提携金庫」という）において利用する場合。

- ①当金庫、提携金庫または預入支払業務提携先に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等（以下「自動機器」という）を使用したカードローン借入金の入出金および普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ）の入出金ならびに残高照会。

- ②当金庫または提携金庫の窓口におけるカードローン借入金の入出金および普通預金の入出金。

- (2) 当金庫と現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払業務提携先」という）において利用する場合。

支払業務提携先に設置の自動機器を使用したカードローン借入金の出金および普通預金の出金ならびに残高照会。

2.（支払機による払戻し）

- (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。

- (3) 前項にかかわらず、当金庫および提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

- (4) 当金庫および提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

- (5) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

3.（支払機による臨時返済）

- (1) 支払機を利用して臨時返済するときは、支払機の画面表示等の操作手順に従って、ローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。

- (2) 支払機による臨時返済は1千円単位とし、1回あたりの臨時返済額は当金庫および提携金庫、ゆうちょ銀行または㈱セブン銀行（提携金庫、ゆうちょ銀行または㈱セブン銀行の支払機利用の場合はその提携金庫、ゆうちょ銀行または㈱セブン銀行）が定めた範囲内とします。

- (3) 当金庫の窓口および支払機を利用して当座貸越相当額を超えて臨時返済したときは、その超える金額は返済用預金口座へ入金します。ただし、提携金庫、ゆうちょ銀行および㈱セブン銀行利用の場合は、当座貸越相当額の範囲内までとします。

4.（振込機による振込）

- (1) 振込機を使用して振込資金をカードローンからの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

5.（自動機利用手数料等）

- (1) 支払機または振込機を使用して払戻しまたは臨時返済をする場合には、当金庫および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

- (2) 当金庫は、前項の手数料を、提携先の請求にもとづき支払機利用日付をもって自動的に貸越を行いその貸越金をもって提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の払戻し時に、払戻請求書なしで、その払戻しをした口座から自動的に払戻します。

6. (支払機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が別に定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いをいたしません。
- (2) 前項による払戻しを受ける場合には、当金庫所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。
- (3) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7. (ローンカード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたローンカードが、当金庫が本人に交付したローンカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にローンカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) ローンカードは他人に使用されないよう保管して下さい。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理して下さい。ローンカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知して下さい。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる払戻し停止の措置を講じます。
- (3) ローンカードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出して下さい。

8. (偽造ローンカード等による払戻し等)

ローンカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがローンカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

9. (盗難ローンカードによる払戻し等)

ローンカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。

10. (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

ローンカードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

11. (ローンカードの再発行等)

- (1) ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) ローンカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

12. (支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携先の支払機および振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。
- (2) ローンカードによる窓口でのカードローンの返済または払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

13. (解約等)
- (1) カードローン契約を解約する場合には、ローンカードを当店に返却してください。
 - (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。
この場合、当金庫からの請求がありしだい、直ちにローンカードを当店に返却してください。
14. (譲渡、質入れ等の禁止)
- ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
15. (ローンカード発行手数料)
- ローンカードの発行・再発行に当っては当金庫の定める発行手数料を支払っていただきます。
16. (規定の準用)
- この規定に定めのない事項については、当金庫の定める普通預金規定、総合口座取引規定およびカードローン契約規定の各条項により取扱います。
17. (規定の変更等)
- (1) 本規定（以下に掲げる「ICキャッシュカード特約」を含む）は民法548条の2第1項に定める定型約款に該当するため、当金庫は本取引の内容、料率、手数料、利用時間や限度額等の取引条件について、同法548条の4の規定により、次の場合に本規定の条項を変更できるものとします。
 - ①お客さまの一般の利益に適合する場合
 - ②前号の場合を除き、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
 - (2) 前項によりこの規定の条項を変更する場合には、この規定を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を、店頭掲示および当金庫のホームページに掲載します。
 - (3) 前項に定める変更の効力発生時期は、店頭掲示および当金庫のホームページの掲載によりお客さまが変更を周知するのに必要と判断される期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以上

ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)
- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
 - (2) この特約はしんきんカードローンカード利用規定の一部を構成し、この特約で定める事項はしんきんカードローンカード利用規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項はしんきんカードローンカード利用規定により取扱うものとします。
 - (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはしんきんカードローンカード利用規定の定義によるものとします。
2. (ICカードの利用)
- ICカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定の I C カードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫所定の I C カードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫所定の I C カードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

3. (I C カードの発行時における手数料の取扱い)

再発行で、 I C カードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以 上